



平成 25 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社 代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫 (コード番号3744 東証マザーズ) 問合せ先 執 行 役 員 小 林 徳 太 郎 電 話 0 3 - 6 8 6 0 - 5 1 0 5

# 株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更 及び期末配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

## 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

平成25年6月30日(日)[実質的には平成25年6月28日(金)]を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割します。

#### (2) 分割により増加する株式数

平成25年6月30日(日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年2月18日(月)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のようになります。

株式分割前の発行済株式総数

88,744株

\*

今回の分割により増加する株式数

8,785,656株

株式分割後の発行済株式総数

8,874,400株

株式分割後の発行可能株式総数

15,000,000株

※ 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

## (3) 分割の日程

基準日設定公告日 平成25年6月14日(金)

基準日 平成25年6月30日(日) 「実質的には平成25年6月28日(金)〕

効力発生日 平成25年7月1日(月)

#### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

# (5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価格を平成25年7月1日以降、 次のとおり調整いたします。

	発行日	調整前払込金額	調整後払込金額
第1回新株予約権	平成15年10月15日	40,000円	400円
第4回新株予約権	平成24年4月6日	17,000円	170円

#### (6) 配当予想の修正

平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日として当社株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 25 年 12 月期の期末配当予想につきまして、平成 25 年 1 月 31 日付「平成 24 年 12 月期 決算短信 [日本基準](連結)」に記載の予想額である 1 株当たり 500 円から 100 分の 1 の 5 円へ修正します。

\* 本件は、株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成25年1月31日に公表しました1株 当たりの予想期末配当金及び通期配当総額に実質的な変更はございません。

	年間配当金		
基準日	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成 25 年 1 月 31 日)	円 銭 0.00	円 銭 500.00	円 銭 500.00
今回予想	0.00	*5.00	5. 00
前期実績 (平成 24 年 12 月期)	0.00	300.00	300.00

#### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月)

(参考) 平成25年6月26日(水)をもって、東京証券取引所マザーズ市場における売買単位 も100株に変更されることになります。

#### 4. 定款の一部変更

## (1)変更の理由

「2.株式分割の概要」及び「3.単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年7月1日(月)をもって当社定款の一部を変更します。

#### (2)変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更します。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設します。
- ③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第8条(単元未満株式についての権利)及び第9条(単元未満株式の買増し)を新設します。
- ④現行定款第6条の変更及び第7条、第8条、第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則に経過措置の定めを新設します。

(下線は変更部分)

	(1,334,5,56,7,4,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,	
現行定款	変更後	
第1条から第5条まで (条文省略)	第1条から第5条まで (現行通り)	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000</u>	
<u>150,000</u> 株とする。	株とする。	
	_(単元株式数)_	
	<u>第7条</u>	
	当会社の単元株式数は、100株とする。	
1		

(新設) (単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する 単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする 権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て 及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (新設) (単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規 程に定めるところにより、その有する単元未満株式 の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す ことを請求することができる。 第 7条 ~ 第 47条 (条文省略) 第10条 ~ 第50条 (現行どおり) 附則 (新設) (経過措置) 第6条の変更及び第7条、第8条、第9条の新設並 びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年7月1日とし、本附則は効力発生日をもって削 除されるものとする。

なお、本年3月22日(金)開催予定の第16回定時株主総会において、上記のとおり定款変更議案を付議いたします。

以 上